

事 務 連 絡
令和 2年 2月 3日

東海北陸旅客船協会 殿

中部運輸局 海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課長

新型コロナウイルス感染症について（注意喚起）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月28日、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）」等により、指定感染症として定める等の措置がとられ、令和2年2月1日から施行されることとなりました。

指定感染症は、船員法及び関係法令に基づく伝染病として、別紙のとおり船舶所有者の講ずべき措置等が規定されておりますので、貴傘下の船舶所有者に対して、これら規定の遵守・徹底が図られますよう、周知指導方お願いいたします。

（参考添付）

- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）厚生労働省健康局長（健発0128第5号令和2年1月28日）

※ 厚生労働省が発出した資料中に、「改正は令和2年2月7日」とありますが、発出後に施行日が変更しておりますので、施行は令和2年2月1日と読み替えていただきますようお願いいたします。



(別紙)

船員法及び関係法令該当条項

○船員法（昭和 22 年法律第 100 号）（抄）

（安全及び衛生）

第 81 条

③ 船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。

一 伝染病にかかった船員

○船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号）（抄）

（医師の診断）

第 31 条 船舶所有者は、法第 81 条第 3 項各号に掲げる船員に該当する疑いのある船員については、遅滞なく医師の診断を受けさせなければならない。

2 （略）

（伝染病の予防）

第 41 条 船舶所有者は、船舶が別表第一に定める伝染病が発生している地域又は発生のおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、前項の地域においては、食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（伝染防止）

第 42 条 船舶所有者は、船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疾病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（医療機関との連絡）

第 43 条 船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関との緊密な連携を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

